

議案第7号

阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

阿見町行政改革推進委員会設置条例(平成17年阿見町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「会長」を「委員長」に改め、同条第1項中「会長及び副会長」を「委員長及び副委員長」に改め、同条第3項中「会長」を「委員長」に改め、同条第4項中「副会長」を「副委員長」に、「、会長」を「、委員長」に、「又は会長」を「又は委員長」に改める。

第6条第1項本文中「会長」を「委員長」に改め、同項ただし書中「会長及び副会長」を「委員長及び副委員長」に改め、同条第3項及び第4項中「会長」を「委員長」に改める。

第7条中「総務部財政課」を「行政改革担当課」に改める。

第8条中「会長」を「委員長」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町行政改革推進委員会設置条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(会長)</p> <p>第5条 委員会に<u>会長及び副会長</u>を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>会長</u>は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 <u>副会長</u>は、<u>会長</u>を補佐し、<u>会長</u>に事故あるとき又は<u>会長</u>が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、<u>会長</u>が招集し、<u>会長</u>は当該会議の議長となる。ただし、<u>会長及び副会長</u>が選出されていないときは、町長が会議を招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>会長</u>の決するところによる。</p> <p>4 <u>会長</u>は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>総務部財政課</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、<u>会長</u>が委員会に諮って定める。</p>	<p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に<u>委員長及び副委員長</u>を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員長</u>は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 <u>副委員長</u>は、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故あるとき又は<u>委員長</u>が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、<u>委員長</u>が招集し、<u>委員長</u>は当該会議の議長となる。ただし、<u>委員長及び副委員長</u>が選出されていないときは、町長が会議を招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>委員長</u>の決するところによる。</p> <p>4 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>行政改革担当課</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が委員会に諮って定める。</p>	

議案第7号 説明資料

行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

【改正の理由】

社会情勢の変化や住民ニーズに対応し、住民サービスの更なる向上を目指すため、組織機構の一部見直しに伴い、委員会の庶務を変更するとともに、町の他の委員会設置条例と表記の統一を図るため、現行条例の一部について所要の改正を行うもの。

【改正の概要】

第7条関係・・・庶務を担当する部署を「総務部財政課」から「行政改革担当課」に改める。

第5条、第6条、第8条関係・・・町の他の委員会設置条例に倣い「会長」及び「副会長」の表記を「委員長」及び「副委員長」に改める。

【施行年月日】

この条例は、令和6年4月1日から施行する。